

報道関係者各位

平成27年11月19日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 鈴木 隆 雄

専門監督官 貝 田 直 也

電話 018-862-6682

### 「木造建築工事労働災害防止重点期間」における臨検監督結果について ～使用停止等命令書の交付件数は平成4年度以降で最多～

秋田労働局（局長 小林泰樹）は、木造建築工事における労働災害を防止するため、本年9月1日から10月31日までを「木造建築工事労働災害防止重点期間」（※1、以下、「重点期間という。」）と位置付け、県内で施工中の木造建築工事現場に対し、労働局及び県内6労働基準監督署の労働基準監督官による臨検監督を実施しました。結果の概要は以下のとおりです。

#### 【臨検監督結果の概要（別添1参照）】

■重点期間中の臨検監督事業場数は137事業場（104現場）で、このうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた事業場数は97事業場（違反率70.8%、違反現場数は67）であった（別添1表1参照）。

■主な違反の内容は、多い順に①墜落防止に関するものが84事業場（違反率61.3%）、②元請の現場管理（下請指導等）に関するものが16事業場（同11.7%）、③作業主任者の氏名等の周知が12事業場（同8.8%）であった（別添1表2参照）。

■特に危険度の高い機械設備や作業場所に対し、使用停止、立入禁止等の命令書（※2）を交付した事案は49件（31現場）であり、これは、重点期間中（9・10月）の件数としては過去最多であった。命令書の対象事案の内容は、墜落防止措置に関するものが最も多く、48件（98.0%）であった（別添1表3-1・3-2・3-3参照）。

#### 【臨検監督の典型的な事例（別添2参照）】

■足場の作業床は設置されているものの、手すりが設置されておらず、墜落防止措置が講じられていないものに対する指導

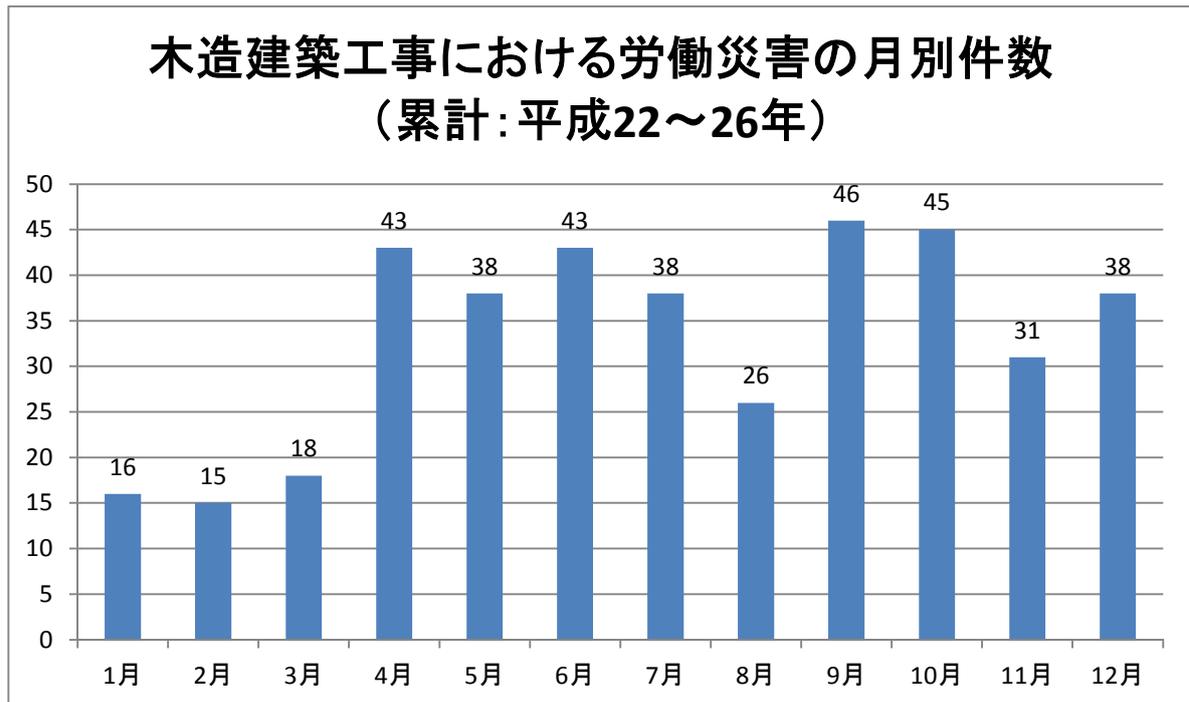
■建物内部の吹抜部分や階段部分の開口部に、覆いや手すり等が設置されておらず、墜落防止措置が講じられていないものに対する指導

#### 【今後の取組】

■平成27年の秋田県内の死亡災害は13人（10月末日現在）となっており、そのうち木造建築工事は3人を占め、原因は全て「墜落」となっております。臨検監督の結果から墜落に関する法違反が多い状況であり、年末に向けて労働災害が増加傾向になることから、秋田労働局では、引き続き、木造建築工事に対する臨検監督等を重点的に実施していきます。

### ※1 「木造建築工事労働災害防止重点期間」

秋田労働局では、木造建築工事現場に対する臨検監督を通年で実施していますが、例年9月から10月までは年内の引き渡しに向け住宅工事が繁忙期となり、工事現場で労働災害が増加する傾向にあります（下表参照）。このため、9月と10月を労働災害防止重点期間と位置付け、木造建築工事現場に対して集中的に臨検監督に取り組んだものです。



注：休業4日以上労働災害を集計したものです。

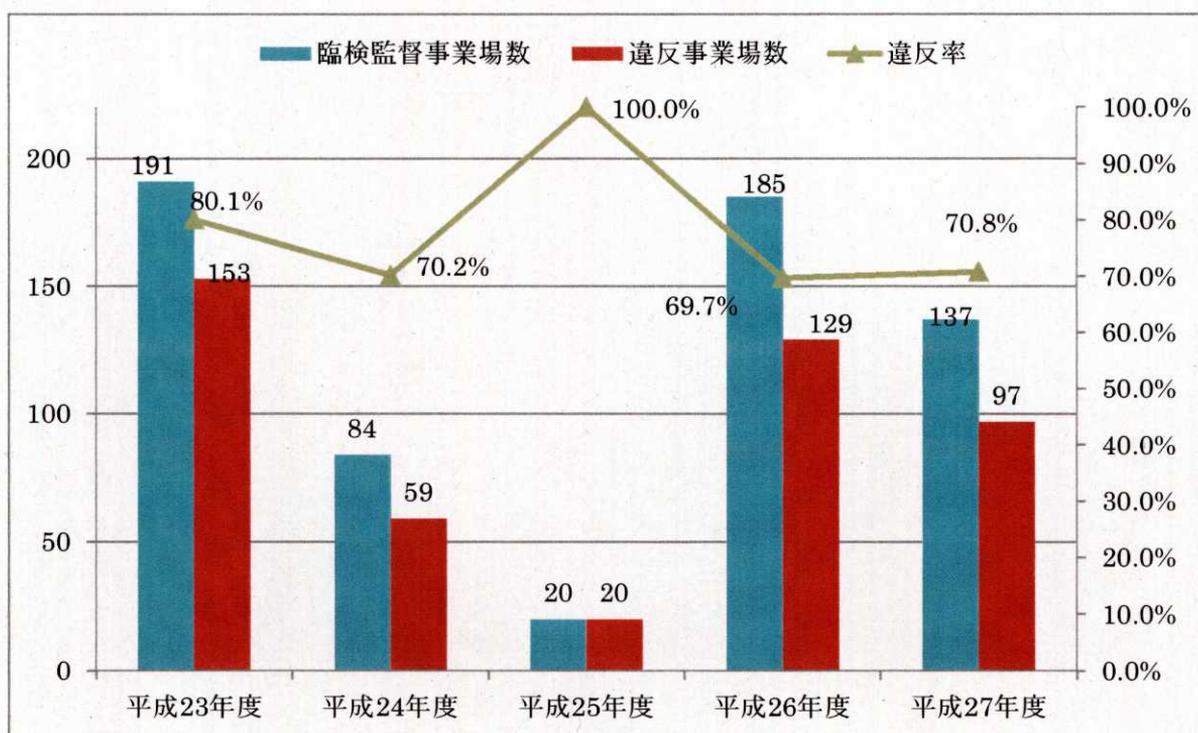
### ※2 「使用停止、立入禁止の等命令書」

特に危険な作業現場に対して労働基準監督官が労働安全衛生法第98条に基づき行う行政処分。命令が交付された対象物、場所については、改善が確認され命令解除を受けない限り、使用や立入が禁止される。

(例) 高所作業で墜落防止措置（作業床の設置や手すり等の設置）が講じられていない場合等

【表 1】 過去 5 年の木造家屋建築工事業に対する 9・10 月の臨検監督事業場数等の推移

年度	臨検監督事業場数	違反事業場数	違反率
平成 23 年度	191	153	80.1%
平成 24 年度	84	59	70.2%
平成 25 年度	20	20	100.0%
平成 26 年度	185	129	69.7%
平成 27 年度	137	97	70.8%

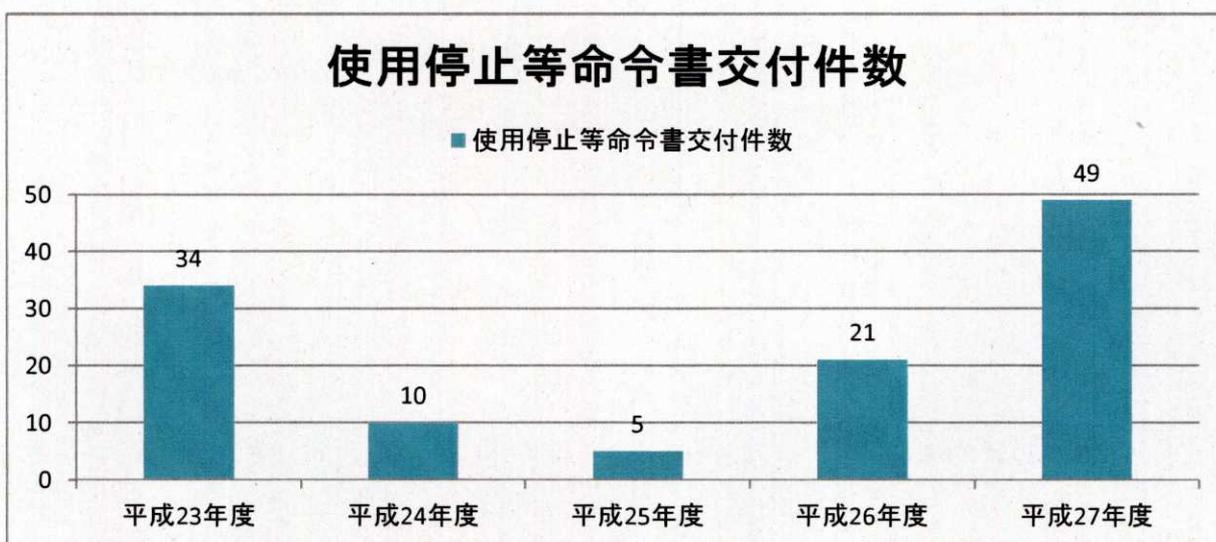


【表 2】 主な違反内容（上位 3 つ）、（平成 26 年度・平成 27 年度）

主な違反内容	平成 26 年度		平成 27 年度	
	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率
墜落防止に関するもの	101	54.6%	84	61.3%
元請の現場管理（下請指導等）に関するもの	36	19.5%	16	11.7%
作業主任者の氏名等の周知	28	15.1%	12	8.8%

【表 3-1】 使用停止等命令書の交付状況

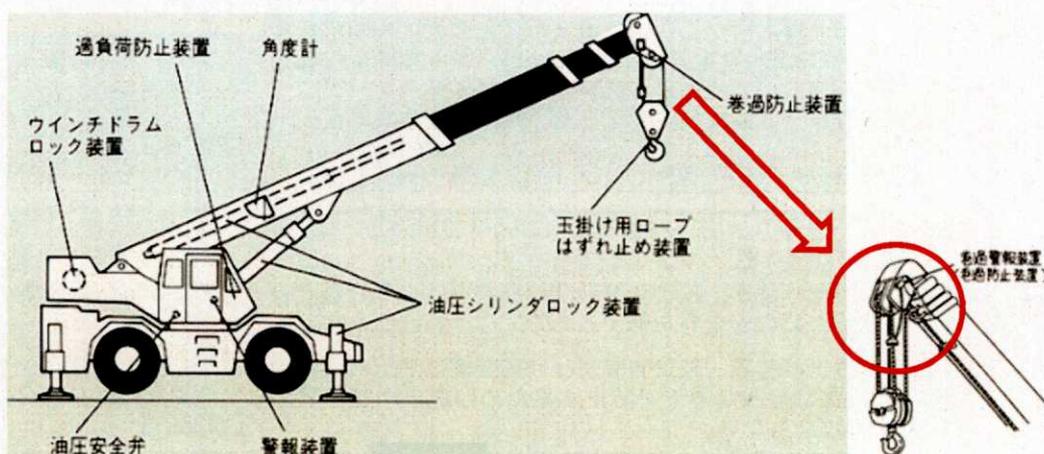
年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
使用停止等命令書交付件数	34	10	5	21	49



【表 3-2】 主な使用停止等命令書の違反内容（平成 26 年度・平成 27 年度）

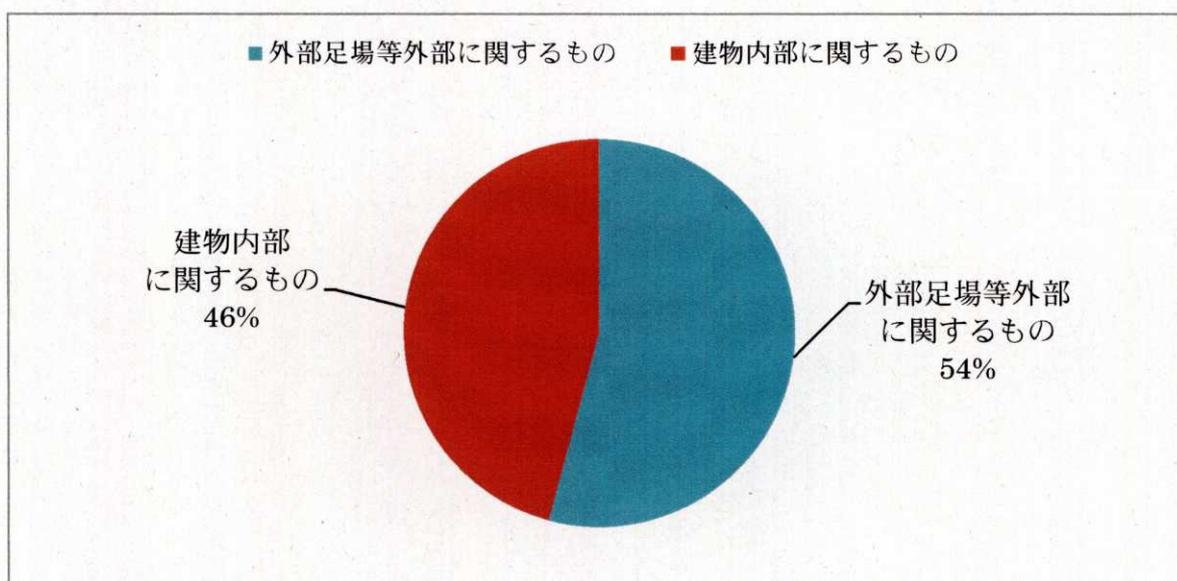
主な違反内容	平成 26 年度	平成 27 年度
	件数	件数
墜落防止に関するもの	21	48
移動式クレーンの過巻警報装置がないもの	0	1

【参照】 移動式クレーンの過巻防止装置



【表 3-3】平成 27 年度の使用停止等命令書の墜落防止に関するものの内容

平成 27 年度の墜落防止に関するもの 48 件	
外部足場等外部に関するもの	建物内部に関するもの
26	22

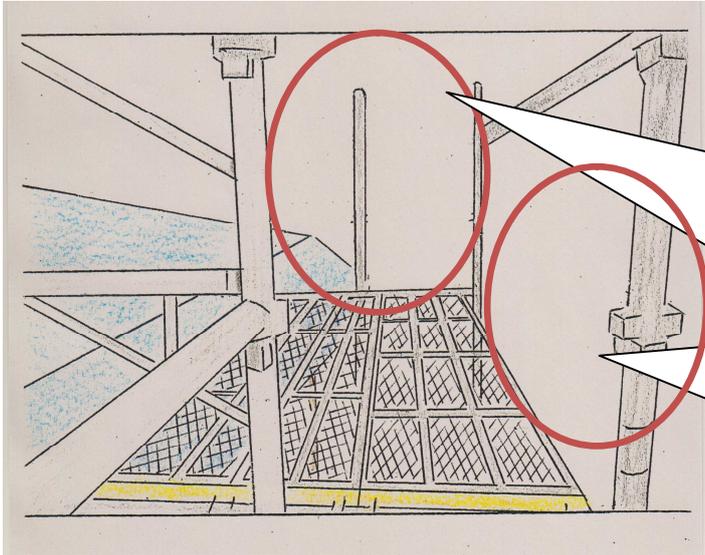


## 事例 1

(建物外部)

墜落防止措置に関するもの。足場の作業床は設置されているものの、手すり等が設置されておらず、墜落防止措置が講じられていなかったため、墜落災害が発生する危険があった。

## 【臨検監督において把握した事実】

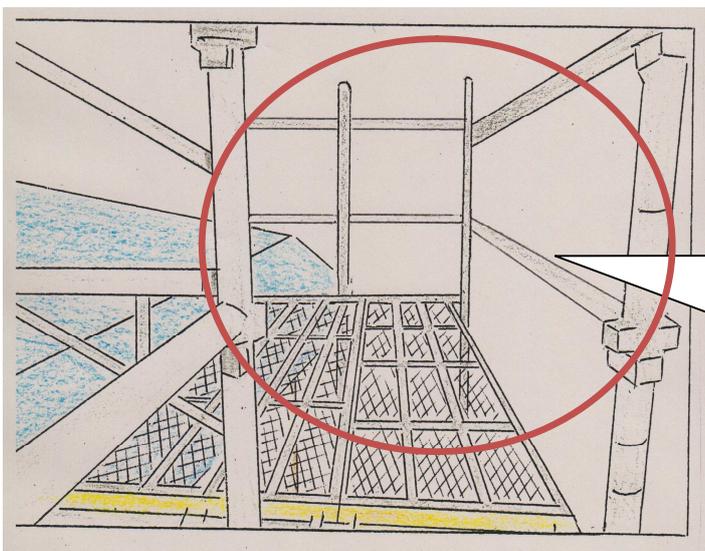


住宅の建築現場に臨検監督を実施した。建物の周囲には足場が設置されていた。屋根上や屋根端部で作業するための作業床は設置されているものの、足場の手すり等は一部のみで墜落防止措置が講じられていないため、墜落災害が発生する危険があった。

## 【監督署の対応】

墜落災害が発生する危険が高かったため、事業主に対し、足場の作業停止と手すりや中さん等の設置を命じた（労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第563条第1項違反）。

## 【監督指導の結果】

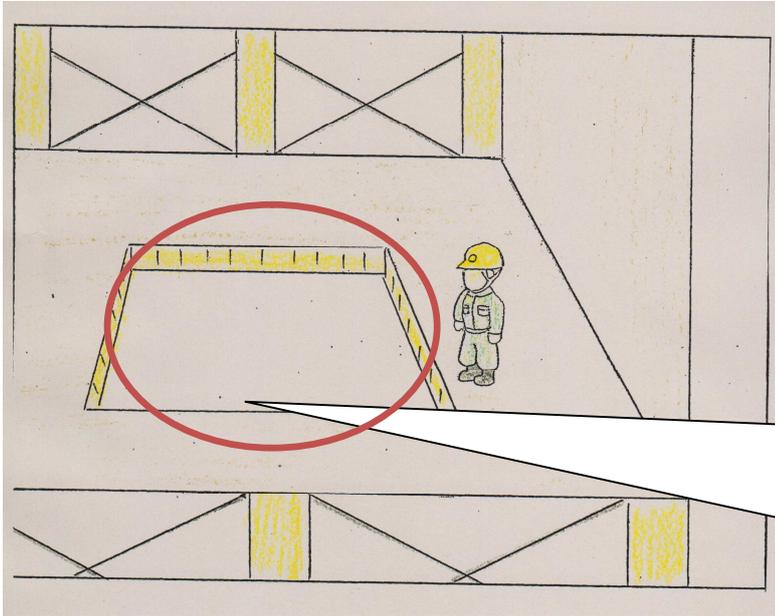


墜落の危険のある足場に手すりや中さん等を設置する安全対策が講じられ、改善された。

事例2  
(建物内部)

墜落防止措置に関するもの。吹抜部分や階段部分の開口部に、覆いや手すり等が設置されておらず、墜落防止措置が講じられていなかったため、墜落災害が発生する危険があった。

【臨検監督において把握した事実】

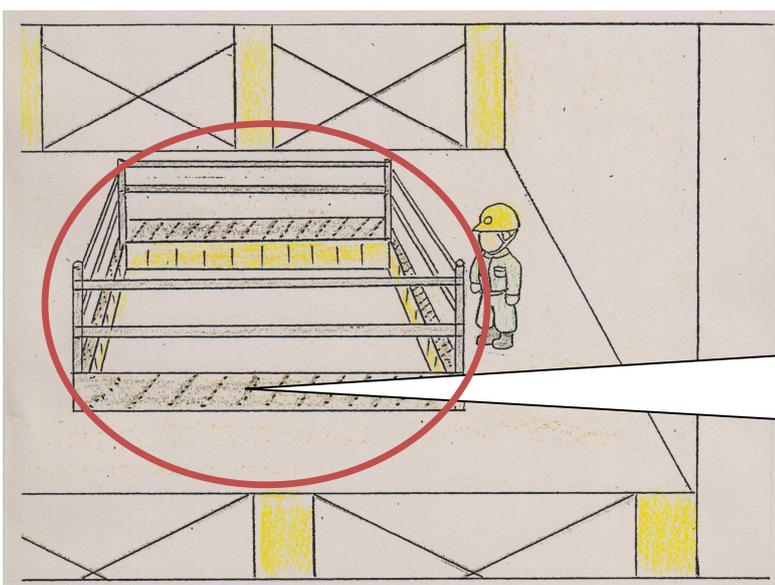


住宅の建築現場に臨検監督を実施した。建物内部に吹抜けや階段部分となる開口部があったが、覆いや手すり等の墜落防止措置が講じられていないため、墜落災害が発生する危険があった。

【監督署の対応】

墜落災害が発生する危険が高かったため、事業主に対し、開口部付近への立入禁止と手すり等の設置を命じた（労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第519条）。

【監督指導の結果】



墜落の危険のある開口部の周囲に手すりや中さん等を設置する安全対策が講じられ、改善された。